

自動車保険の改定のご案内

平素は三井住友海上の自動車保険をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当社では2013年10月1日以降始期契約より自動車保険を改定いたしました。社会環境の変化や直近の事故発生状況等を踏まえ、保険料水準等を見直すとともに、より選びやすく魅力的な商品を目指して補償の改定を行いました。

なお、誠に申し訳ございませんが、ご契約条件によっては保険料が引上げとなる場合がございます。何卒ご理解賜り、引き続き三井住友海上をご用命くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 保険料の改定

家庭用 : GK クルマの保険・家庭用

事業用 : 自動車保険・事業用

一般用 : GK クルマの保険・一般用

ドライバー : GK クルマの保険・ドライバー保険

1 保険料の改定 **家庭用** **一般用** **事業用** **ドライバー**

近年の自動車事故の増加に伴い、当社がお支払いする保険金と、お客さまからいただく保険料のバランスをとるのが難しい状況が続いています。こうした状況を踏まえ、自動車保険の安定的な制度運営に向けて、保険料の見直しを行います。ご契約条件によって保険料が引上げまたは引下げとなります。

2 等級別料率制度の改定 **家庭用** **一般用** **事業用** **ドライバー**

より公平な保険料負担を目指して2012年10月に改定した新しい割増引率の適用が、2013年10月1日始期契約からスタートします。

- 2013年10月1日始期契約からは、等級別の割増引率を「無事故」と「事故有」の2種類に分け、事故のなかった方とあった方では、同じ等級でも異なる割増引率が適用されます。
- 上記に伴い、等級別の割増引率を変更します。

2012年10月1日～2013年9月30日始期契約まで

等級	割増			割引																
	1(注1)	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20(注2)
割増引率	52%	26%	10%	1%	10%	17%	23%	28%	33%	37%	40%	44%	47%	50%	52%	55%	57%	59%	61%	63%

2013年10月1日始期契約から

無事故の割増引率	64%	28%	12%	2%	13%	19%	28%	40%	41%	43%	46%	47%	48%	49%	50%	52%	55%	57%	59%	63%
事故有の割増引率							20%	21%	22%	23%	25%	27%	29%	31%	33%	36%	38%	40%	42%	44%

(注1) 1等級連続事故契約割増が適用される場合は、さらに割増が適用されます。

(注2) 長期優良割引が適用される場合は、さらに割引が適用されます。

※「無事故」の割増引率は、等級が進行しても割引率が縮小することがないように、2013年10月、2014年10月、2015年10月と段階的に変更します。2014年10月以降の割増引率は、『重要事項のご説明』をご覧ください。

※「GK クルマの保険・ドライバー保険」のご契約については、6等級の場合は6等級(F)の割増引率を、7等級の場合は7等級(F)の割増引率をご参照ください。

継続前のご契約で、「3等級ダウン事故」または「1等級ダウン事故」があった場合は、継続契約の等級が3つまたは1つ下がり、「事故有」の割増引率が適用されます。「事故有」の割増引率は、事故によりダウンする等級の数と同じ期間(年数)適用され、その後「無事故」の割増引率に戻ります。この「事故有」の割増引率を適用する期間(始期日時点における残り年数)を「事故有係数適用期間」といいます。なお、上限は6年です。

たとえば… 20等級のご契約で、3等級ダウン事故が1件あった場合(1年契約)

等級	20等級	17等級	18等級	19等級	20等級
無事故の割増引率	割引63%				割引63%
事故有の割増引率		割引38%	割引40%	割引42%	
事故有係数適用期間	0年	3年	2年	1年	0年

※「事故有係数適用期間」が0年の場合は、「無事故」の割増引率が適用されます。

※「事故有」の割増引率が適用されているご契約で事故があった場合は、継続契約の「事故有係数適用期間」が長くなります。詳しくは『重要事項のご説明』をご覧ください。

※上記の割増引率は2013年10月1日現在のものであり、将来変更となる場合があります。

※ご契約の満期日もしくは解約日の翌日から7日以内に継続契約がない場合や、ご契約が解除された場合は、継続前のご契約の等級は継承せずに「事故有係数適用期間」のみ継承するケースがあります。

◎上記は保険期間が1年のご契約についてご説明したものです。保険期間が1年超のご契約の取扱いについては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

3 ニューロングの改定 **家庭用** **一般用**

ニューロング(新長期保険料分割払特約をセットした長期契約)の2年度目および3年度目の割引率を、3.5%から2.0%に引下げます。

2 補償内容などの主な改定 ○: 影響あり ー: 影響なし

改定項目	改定の対象となる保険種類				概要	
	家庭用	一般用	事業用	ドライバー保険		
人身傷害保険	○	○	○	ー	被保険者である「ご契約のお車の所有者・運転者」が、ご契約のお車に搭乗していない場合の事故については、「ご契約のお車の運行に起因する事故によりケガをして、それにより生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合」に限り、補償することとします。	
交通乗用具事故特約	○	ー	ー	ー	ご契約のお車またはご契約のお車以外の自動車の運行中に生じた「飛来中・落下中の物との衝突、火災、爆発またはご契約のお車もしくはご契約のお車以外の自動車の落下」については、被保険者が搭乗中の場合に限り補償することとします。	
自動車事故特約	○	○	ー	ー		
自動車事故弁護士費用特約	○	○	○	ー		
搭乗者傷害(入通院/2区分)倍額払特約	ー	○	○	ー	これまでセットできなかった、「自家用バス」と「営業用バス」の搭乗者傷害(入通院/2区分)特約付き契約にもセット可能とし、「すべての用途車種」を対象とします。	
搭乗者傷害(入通院/5区分)倍額払特約	ー	○	○	ー	これまでセットできなかった、「自家用バス」と「営業用バス」の搭乗者傷害(入通院/5区分)特約付き契約にもセット可能とし、「すべての用途車種」を対象とします。	
搭乗者傷害事業主費用特約	ー	ー	○	ー	人身傷害保険または搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約のいずれかをセットすることを、特約のセット条件に追加します。	
車両保険の免責金額設定方法	○	○	○	ー	自家用8車種	定額方式「3万円」および増額方式「1回目3万円ー2回目以降10万円」を廃止します。
					二輪自動車	これまでの定額方式「5万円」に加えて、「7万円」「10万円」「15万円」をお選びいただけるようになります。
					原動機付自転車および農耕作業用自動車	これまでの定額方式「1万円」に加えて、「5万円」「7万円」「10万円」をお選びいただけるようになります。
					上記以外の自動車	定額方式「3万円」を廃止します。また、自家用8車種と同様に、定額方式だけでなく、増額方式もお選びいただけるようになります。なお、 事業用 は定額方式のみである点は変更ありません。
免責金額の設定上限を改定し、原則、車両保険金額未済の金額でお選びいただけます。						
増額方式「1回目0万円ー2回目以降10万円」とした場合と、増額方式「1回目5万円ー2回目以降10万円」とした場合の保険料の差額が5万円を超える場合は、増額方式「1回目0万円ー2回目以降10万円」はお選びいただけなくなります。						
車対車事故免責ゼロ特約	○	○	○	ー	車両保険の免責金額設定方法の改定に伴い、免責金額が定額方式「5万円」、または増額方式「1回目5万円ー2回目以降10万円」の車両保険付き契約のみセット可能となります。	
車両価額協定保険特約	ー	○	○	ー	これまでセットできなかった、「二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車およびA種工作車」の車両保険付き契約にもセット可能とし、「すべての用途車種」を対象とします。	
車両危険限定特約	ー	○	○	ー	なお、レンタカーにはセットできない点と、自家用8車種の車両保険付き契約に必ずセットされる点は変更ありません。	
車両危険限定(A)特約	ー	○	○	ー	これまでセットできなかった、「二輪自動車」の車両保険付き契約にもセット可能とします。	
代車費用特約	○	○	○	ー	補償の対象となる代車をレンタカーに限定し、特約の名称を「レンタカー費用特約」に変更します。また、セットできるご契約を自家用8車種の車両保険付き契約のみとします。なお、 事業用 には「レンタカー費用特約(特殊車両等用)」を新設します(自家用8車種、営業用貨物車等を除く車両保険付き契約にセットできます)。	
運搬・搬送・引取費用特約	○	○	○	ー	ご契約のお車が自家用8車種以外の場合も、「故障による損害」を補償の対象とします。また、ご契約のお車の用途車種にかかわらず、「自宅駐車場またはご契約のお車を通常保管する場所で生じた故障」も補償の対象とします。	
					タイヤの単独損害または走行障害(キー閉じ込み、バッテリー上がり、タイヤチェーン等の巻き込み、電気自動車の電池切れ等)によってご契約のお車が自力走行不能となった場合も、補償の対象とします。	
ご契約のお車が盗難にあって自力走行不能な状態で見つかった場合に、お車を修理工場等で修理した後に引き取るための費用(盗難引取費用)も補償の対象とします。						
車内手荷物等特約	ー	○	○	ー	これまでセットできなかった、自家用8車種以外の車両保険付き契約にもセット可能とし、「すべての用途車種」を対象とします。なお、レンタカー等は補償の対象外である点は変更ありません。	
他車運転特約	ー	○	○	ー	自損傷害特約部分の補償について、被保険者を「友人・知人等から臨時に借りたお車に搭乗中の記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さま」に限定します。	
他車運転(二輪・原付)特約	ー	○	○	ー		
日常生活賠償特約(保険金額・無制限)	ー	○	ー	ー	これまでセットできなかった、自家用8車種以外で記名被保険者が個人のご契約にもセット可能とし、「すべての用途車種」を対象とします。	
ドライバー保険	ー	ー	ー	○	「搭乗者傷害(入通院/5区分)特約」および「搭乗者傷害(入通院/5区分)倍額払特約」を新設します。	
保険料一般分割払特約	ー	○	○	ー	保険料を12回に分割して払い込んでいただく場合、現金での払込みができなくなります。今後は口座振替またはクレジットカード払(登録方式)のいずれかをお選びください。	
なお、口座振替をお選びいただいた場合、初回保険料のみ現金で払込みができる点は変更ありません。						
初回保険料払込取扱票・請求書払特約	○	○	○	ー	払込票払による保険料の払込みを、「保険期間1年の一時払契約」に加えて「保険期間1年超の長期一括払契約」でも可能とします。ただし、「リースカーの自動車保険に関する特約」に基づいて締結されるご契約を除きます。	
初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約	○	○	○	○	払込票払に加えて、請求書払による追加保険料の払込みも可能とします。	
なお、払込票払・請求書払どちらで払い込む場合も、追加保険料を分割して払い込むことはできません。						
追加保険料1,000円未満の領収	○	○	○	○	これまで払込み不要としていた、ご契約内容の変更手続時等における1,000円未満の追加保険料を払い込みいただくこととします。	
沖縄料率の判定方法	○	○	○	ー	沖縄料率の判定にかかわる「ご契約のお車の使用の本拠地」を、「保管場所」ではなく「登録番号等の運輸支局」により決定することとします。なお、登録番号等のない「ご契約のお車の使用の本拠地」は、これまでどおり「保管場所」により決まります。	
暴力団排除条項の導入	○	○	○	○	保険契約者等が反社会的勢力に該当する場合に、契約を解除できることを規定した条項を導入します。	

- このご案内は、2013年10月改定の概要をご説明したものです。ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 満期を迎えるご契約の始期日が2012年9月30日以前の場合、本改定より前に実施の自動車保険の改定等の影響による変更点があります。
- 「GK クルマの保険・家庭用」は家庭用自動車総合保険、「GK クルマの保険・一般用」は一般自動車総合保険、「自動車保険・事業用」は事業用自動車総合保険、「GK クルマの保険・ドライバー保険」は自動車運転者損害賠償責任保険の略称です。

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
 (お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
 電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)
<http://www.ms-ins.com>